

第一期 P F I 事業整備等浄化槽
保守点検等包括業務に関する
業務要求水準書

平成 27 年 8 月 21 日

富田林市
(上下水道部下水道課)

目 次

1 総 則	1
1.1 本書の位置付け	1
1.2 事業実施の基本	1
1.3 遵守すべき法令等	1
1.4 官公署等の関係機関に対する手続き等	2
2 本業務の基本的な取組方針	3
2.1 業務の実施方針	3
2.1.1 業務全体に関する事項	3
2.1.2 環境負荷軽減に関する事項	3
2.1.3 住民サービスに関する事項	3
2.1.4 市との連携に関する事項	3
2.2 業務に係るコスト	3
2.2.1 浄化槽の保守点検等コスト	3
2.3 住民への広報	4
2.3.1 広報計画	4
2.3.2 浄化槽の適正な使用に関する普及啓発	4
3 業務計画	6
3.1 業務計画	6
3.1.1 業務計画の概要	6
3.1.2 リスク分担の方針	6
4 浄化槽の保守点検等に関する事項	7
4.1 保守点検等の開始等に係る手順	7
4.1.1 浄化槽管理情報	7
4.2 保守点検等の実施体制等	7
4.2.1 保守点検等の実施体制	7
4.2.2 管理・運営の方法	7
4.3 保守点検等計画	7
4.3.1 保守点検等の手順	7
4.3.2 保守点検品質の向上	8
4.3.3 住民対応	8
4.3.4 保守点検等記録の方法	8
5 その他の事項	9
5.1 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置	9
5.2 事業の継続が困難となった場合における措置	9
5.2.1 市の契約解除権	9
5.2.2 事業者の契約解除権	9

5.2.3 当事者の責めに帰すことのできない事由	10
5.3 支払手続き	10
5.3.1 保守点検等に係る対価の支払	10
【別紙1-1】市と事業者のリスク分担	11
【別紙1-2】業務対象区域図	12
【別紙1-3】富田林市浄化槽整備推進事業に関する条例	13
【別紙1-4】富田林市浄化槽整備推進事業に関する条例施行規則	19

1 総 則

1.1 本書の位置付け

本書は、富田林市（以下「市」という。）が第一期PFI事業整備等浄化槽保守点検等包括業務（以下「本業務」という。）を実施する事業者（以下「事業者」という。）に要求する業務水準を定めるもので、入札説明書と一体のものである。

1.2 事業実施の基本

本業務の実施に当たって事業者は、本業務が住民の生活環境の向上及び公共用水域の水質保全に資することを目的とするものであることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。また、市と事業者は、本業務が民間事業者の技術力、ノウハウ等を活用することにより実施されるものであることを理解し、事業の円滑な推進に向けて相互に協力、協調するものとする。

1.3 遵守すべき法令等

事業者は、本業務の実施に当たって、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他の関係法令、条例、規則、基準等を遵守しなければならない。以下に主な法令等を示す。

- ① 富田林市浄化槽整備推進事業に関する条例（平成17年条例第21号。以下「市条例」という。別紙3参照。）
- ② 富田林市浄化槽整備推進事業に関する条例施行規則（平成17年規則第68号。以下「市条例施行規則」という。別紙4参照。）
- ③ 富田林市浄化槽整備推進事業事務取扱要領
- ④ 浄化槽法（昭和58年法律第43号）
- ⑤ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ⑥ 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ⑦ 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ⑧ 建設業法（昭和24年法律第100号）
- ⑨ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ⑩ 上記法律に関連する施行令、施行規則、通知及び通達等
- ⑪ 大阪府浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年大阪府条例第4号）
- ⑫ 大阪府浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和60年大阪府規則第53号）
- ⑬ 浄化槽市町村整備推進事業実施要綱
- ⑭ 浄化槽市町村整備推進事業に関連する通知等

1.4 官公署等の関係機関に対する手続き等

本業務による浄化槽の保守点検等の実施に当たって必要となる官公署等の関係機関への申請手続き等については、事業者の責任により行わなければならない。

また、市が行うべき手続き等について、事業者は当該手続きに必要な書類、資料等の作成について市に全面的に協力しなければならない。

2 本業務の基本的な取組方針

2.1 業務の実施方針

2.1.1 業務全体に関する事項

事業者は、本業務が生活排水の適正な処理の推進によって、住民の生活環境の向上及び公共用水域の水質保全に資することを目的とするものであることを十分理解し、その趣旨を尊重しなければならない。

事業者は、本業務の実施において、常に品質向上と安全確保に努めるとともに、業務の効率性及び透明性を確保しつつ本業務に対する住民の信頼度の向上に努めなければならない。

2.1.2 環境負荷軽減に関する事項

事業者は、本業務において保守点検等を行う浄化槽について、安定的に所期の機能を発揮し、その放流水の水質を確保するために必要な措置を講じなければならない。

2.1.3 住民サービスに関する事項

事業者は、住民に対して良質なサービスを提供するため、相談窓口の設置や緊急対応のための体制を構築するなど、種々の工夫を行うものとする。

事業者は、浄化槽の保守点検等に係る費用の低減策を講じることにより、住民負担のより一層の軽減に努めなければならない。

2.1.4 市との連携に関する事項

事業者は、本業務の目的の達成と円滑な実施のため、定期的に市と協議を行うものとする。また、市との連携を密にするため、平常時及び非常時における連絡体制を構築しなければならない。

2.2 業務に係るコスト

2.2.1 浄化槽の保守点検等コスト

本業務において以下の保守点検等を実施するものとし、浄化槽1基1年当りの費用について表1に示す金額を上限とする。事業者は、本業務による市のサービス対価がこれ以下となるようコスト縮減に努めなければならない。

- ① 保守点検（薬品の調達・管理、使用・補充等に係る業務を含む。）
- ② 法定検査受検（11条検査）
- ③ 保守点検等に関するスケジュール作成（清掃時期の選定も含む。）
- ④ 修繕（電気設備（ブロワ）の更新及び設置申請者又は使用者の責めに帰すべき事由により生じた修繕を除く。）

表1 浄化槽保守点検等費（消費税及び地方消費税を含まない。）

人槽(点検回数/年)	保守点検等費(税抜き) (単位:円/基/年)	対象数
5人槽(4回/年)	24,000	111
6人槽(4回/年)	25,000	2
7人槽(4回/年)	25,000	311
8人槽(4回/年)	26,000	9
10人槽(4回/年)	26,000	83
13人槽(4回/年)	45,000	1
14人槽(4回/年)	45,000	1
15人槽(4回/年)	45,000	1
18人槽(4回/年)	54,000	2
19人槽(4回/年)	54,000	1
21人槽(4回/年)	77,000	1
35人槽(6回/年)	83,000	2
200人槽(12回/年)	393,000	2

※対象数は本書作成時におけるもので、今後、使用者不在、槽入替等の事由により減少することがある。

2.3 住民への広報

事業者は、本業務を効率的に推進するため、広報資材を活用し、住民に対する周知・PRを行うものとする。なお、行商人の押売防止に関する条例（昭和31年12月24日大阪府条例第47号）に該当する等の迷惑行為とならないよう、十分に配慮するものとする。

2.3.1 広報計画

事業者は、事業の着手に先立って住民向けの広報計画を作成しなければならない。広報計画には、少なくとも以下の内容を含むものとする。

- ① 本業務の趣旨と概要
- ② 本業務における市及び住民の関係と各々の役割
- ③ 地域の生活環境の現状
- ④ みなし(単独処理)浄化槽と浄化槽の相違
- ⑤ 浄化槽の必要性
- ⑥ 浄化槽の使用法、使用上の留意事項
- ⑦ 浄化槽の保守点検等の概要
- ⑧ 浄化槽使用料の概要
- ⑨ 常時問合せ先や緊急時連絡体制

2.3.2 浄化槽の適正な使用に関する普及啓発

事業者は、本業務の主旨に則り、浄化槽整備区域内で浄化槽を使用する住民に

向けて、浄化槽の適切な使用について広く普及啓発を行わなければならない。

3 業務計画

3.1 業務計画

事業者は、本業務の実施に当たって、保守点検着手までに業務計画を作成し、市の承諾を得なければならない。

3.1.1 業務計画の概要

事業者は、業務計画において、業務実施計画、資金調達計画（構成員の資金分担等）を示さなければならない。

3.1.2 リスク分担の方針

本業務における浄化槽の保守点検等に係る責任は、原則として事業者が負うものとする。市と事業者の主なリスク分担を以下に示すが、その他については、別紙1-1「市と事業者のリスク分担」によるものとする。

(1) 事業者が負うリスク

- ① 住民に対する業務のPR等に係る責任
- ② 事業者と使用者等地域住民の間の業務実施に関するトラブルに係る責任
- ③ 事業者と指定検査機関との間の業務実施に関するトラブルに係る責任
- ④ 事業者と清掃業者との間の業務実施に関するトラブルに係る責任
- ⑤ 保守点検中における浄化槽その他の設備損壊に係る責任（事業者は、業務保険等、当該リスクを担保するための保険へ加入するものとする。）

(2) 市が負うリスク

- ① 事業者の責めに拠らない事由により発生した事故に関する責任。

(3) 事業者の負担するリスクに対する追加的措置

- ① 事業者は、第三者賠償責任保険に加入するものとする。この保険は、保守点検等に伴い第三者に損害を及ぼした場合及び事業者が善良なる管理者の注意義務を怠ったことにより生じた損害を負担するためのものである。

4 浄化槽の保守点検等に関する事項

4.1 保守点検等の開始等に係る手順

事業者は、浄化槽の保守点検等について、浄化槽法等の関係法令等に則して適切に行わなければならない。

また、保守点検等の対象は、第一期PFI事業整備で整備した浄化槽並びに第一期PFI事業整備期間（平成17年12月22日～平成23年12月21日）に市に移転した浄化槽527基（本書作成時）であるが、使用者不在、槽入替等の事由により減少することがあるため、当該基数を補償するものではない。

4.1.1 浄化槽管理情報

- ① 事業者は、契約締結から平成27年12月22日までの間に、市及び第一期PFI事業を実施する株式会社FJSと協議、調整のうえ、保守点検の対象となる浄化槽の整備並びに管理データを引き継ぐものとする。
- ② 事業者は、保守点検の対象浄化槽の整備並びに管理データを格納し、それと同等の管理データを追加更新できるシステムを事前に用意するものとする。
- ③ 浄化槽管理データは富田林市浄化槽管理情報データ仕様に示す。

4.2 保守点検等の実施体制等

4.2.1 保守点検等の実施体制

事業者は、保守点検等の実施に当たり、表1に示す浄化槽を適切に保守点検（年間点検回数2,128回）するために必要な浄化槽管理士を、既に受託している民間業務等のほかに配置するとともに、故障等緊急時に迅速な対応を図るため、問合せ窓口等において24時間体制を確保しなければならない。

事業者は、保守点検等の対象となる浄化槽の使用状況や稼動状況の把握に努めるとともに、指定検査機関と連携して、指定検査機関の実施する法定検査に対して協力しなければならない。

4.2.2 管理・運営の方法

事業者は、常に保守点検等の安全確保及び事故・災害時等の対応に努めるとともに、必要な資器材を適切に保管し、予備品や消耗品等の備蓄を行って効率的かつ効果的な業務の運営・管理を行うものとする。

4.3 保守点検等計画

4.3.1 保守点検等の手順

事業者は、保守点検の実施にあたり予め保守点検等手順を定め、市の承認を得るものとする。

保守点検等手順には、保守点検及び汚泥清掃・収集運搬の手順、指定検査機関

との連絡調整方法並びに法定検査の判定結果への対処方法を示すこと。

保守点検の内容は、躯体点検、水質点検（外観・透視度・臭気・pH・水温・溶存酸素等）、循環装置清掃、流量調整、消毒剤補充、スカム・汚泥量測定、ブロワ点検等のほか必要な点検項目とする。

4.3.2 保守点検品質の向上

事業者は、個々の浄化槽の使用環境を把握し、浄化槽の状態に応じた保守点検等の頻度及び内容を適切に管理するとともに、保守点検等の品質向上を図るため、以下の事項を実施しなければならない。

- ① 浄化槽の正常な機能を維持するため、清掃時期の判断方法を明らかにするとともに、事故や故障の未然防止に係る措置を講じること。
- ② 保守点検については、浄化槽毎に記録を作成すること。
- ③ 保守点検において浄化槽に不具合が認められた場合、又は指定検査機関の行う法定検査において総合判定が「不適正」となったり、チェック項目が「不可」となるなどの指摘を受けたりした場合は、浄化槽の適正な機能を維持するための必要な措置を講じるとともに、市へ報告すること。
- ④ 保守点検等に伴い修繕が必要になった場合、又は法定検査の結果によって追加の保守点検等や修繕の業務が必要になった場合は、市に連絡の上、適切な対応を行うこと。

4.3.3 住民対応

事業者は、少なくとも以下の事項について誠意ある対応を行い、住民満足度の向上に努めなければならない。

- ① 浄化槽の使用案内に関する事項
- ② 保守点検等の内容、費用（浄化槽使用料）等に関する事項
- ③ 敷地等への立入や家屋、土地その他器物の改変に関する事項
- ④ 清掃及び法定検査の結果並びに法定検査の結果に応じて講じた措置に関する事項
- ⑤ 質問、意見、苦情等に関する事項

なお、事業者は、保守点検等の作業時に、使用者に対して聞き取り調査を実施する等、住民意識の把握に努め、業務改善に活用するものとする。

4.3.4 保守点検等記録の方法

事業者は、保守点検、清掃、修繕及び法定検査の結果等の保守点検等記録や使用状況、稼働状況等を電子データにて管理できる保守点検等システムを自らの費用により用意するとともに、当該システム（ソフトウェア）一式を市に提供し、データの更新を行わなければならない。なおデータの更新等に際しては使用する媒体のウィルススキャンを実施するものとする。

記録すべき内容や電子データの形式、更新頻度等、保守点検等台帳の整備に係る詳細については、事業者と市の協議により決定するものとする。

5 その他の事項

5.1 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わないときは、事業契約に規定する契約変更、解除等の具体的措置に従うものとする。また、事業契約に関する紛争については、大阪地方裁判所堺支部を第一審の専属管轄裁判所とする。

5.2 事業の継続が困難となった場合における措置

契約の解除に伴う損害賠償金額、清算の考え方については、事業の継続が困難となった事由に応じて概ね以下のとおりとし、詳細については事業契約において規定する。

5.2.1 市の契約解除権

市は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業契約を解除することができるものとする。

- ① 市が、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、正当な理由なく、契約上の業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- ② 契約上の業務について業務要求水準書に従った義務の履行を行わない場合であって、別に定めるところにより市がこの契約を解除する権利を取得するに至ったとき。
- ③ 破産、会社更生、民事再生若しくは特別精算の手続の開始その他これらに類似する破産手続の開始の申立てを取締役会において決議したとき又は第三者の申立てによって当該手続が開始されたとき。
- ④ 事業契約の後に、事業者の構成員が入札説明書等に示す入札参加者の参加資格要件を満たさなくなった際に、市が事業者及び構成員（代表企業）に対して一定の期限を定めて対応を催告し、この期限を経過しても改善されないとき。
- ⑤ この事業の遂行を放棄し、当該状態が一定期間以上継続したとき。
- ⑥ 前各号に掲げる場合のほか、市が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、契約上の義務に違反し、かつ、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

5.2.2 事業者の契約解除権

事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業契約を解除することができるものとする。

- ① 市が契約上のサービス対価の支払を遅延し、事業者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、当該義務を履行しないとき。

- ② 事業者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、市が契約上の義務に違反し、かつ、その違反により契約の履行が困難となったとき。

5.2.3 当事者の責めに帰すことのできない事由

不可抗力等、市又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、市及び事業者の双方は、事業継続の可否について協議するものとし、一定の期間内に協議が整わないときは、事業契約を解除する旨を事前に書面にて相手方に通知することにより、市及び事業者は事業契約を解除できる。

5.3 支払手続き

5.3.1 保守点検等に係る対価の支払

- ① 事業者は、毎年度末までに、浄化槽の保守点検等実績を市へ報告し、市は、事業者から報告のあった保守点検等実績を確認する。
- ② 事業者は、保守点検等実績に基づく対価の支払を市に請求する。
- ③ 市は、事業者の請求に応じ、市の規定に基づき、契約の定める方法で対価を支払う。

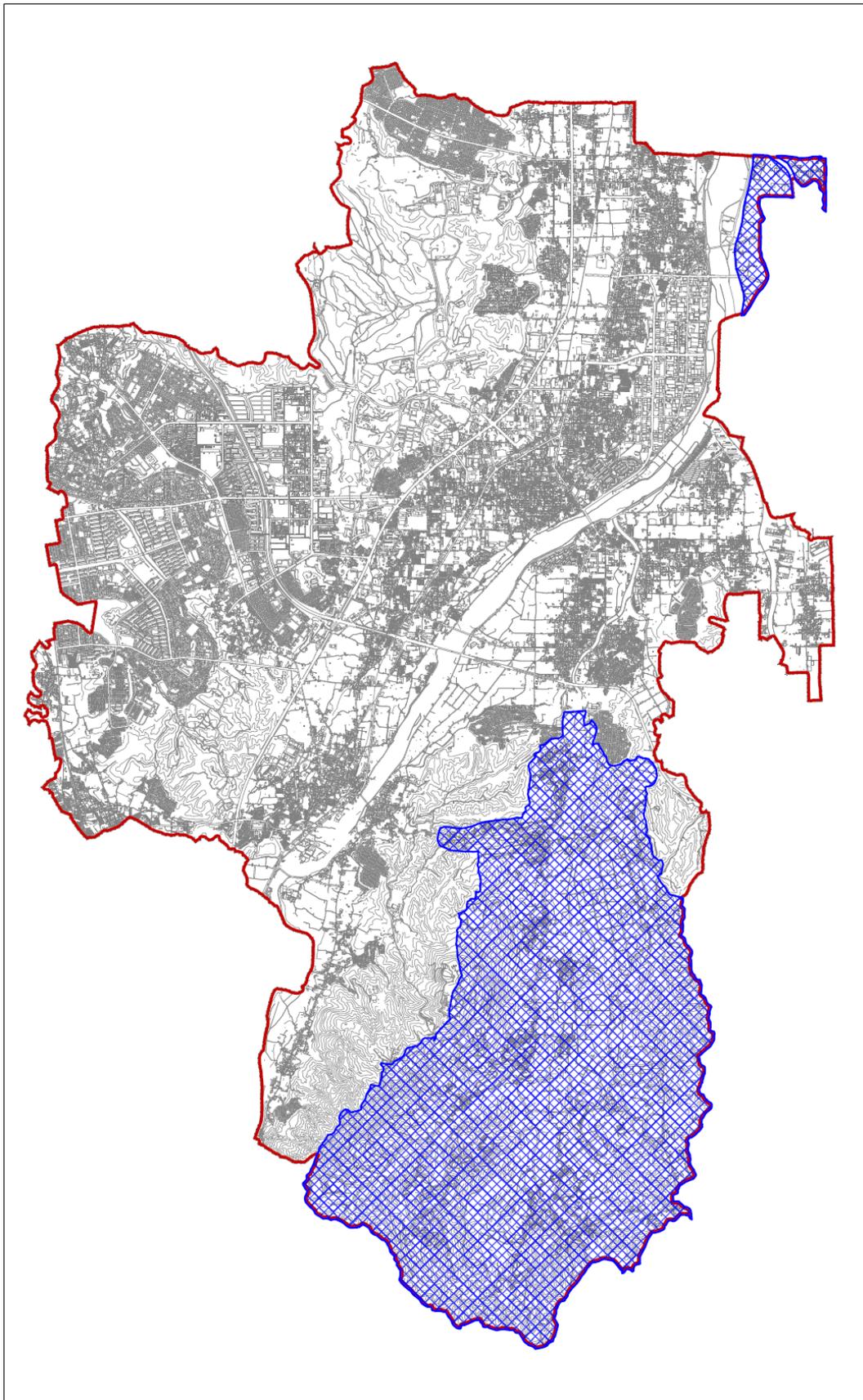
【別紙 1-1】市と事業者のリスク分担

リスク分担表

No.	リスクの種類	市	事業者
1	本業務の住民への周知・理解不足による事業の遅延	(○) 市は右活動に資料提供などで協力する。	○ 住民説明及び関連諸費用(会場設営、資料作成等)は事業者が負担する。
2	法令等の変更起因する保守点検仕様の変更	○ 法令等の改正による保守点検項目、回数の変更の負担変更は市が責任を負う。	—
3	不可抗力による事業継続不可	○ 不可抗力に起因する契約解除条項に基づき、契約解除金を事業者に支払う。	(○) 不可抗力に起因する契約解除条項に基づき、契約解除に伴う一部費用を負担する。
4	機能不全、使用者とのトラブル等、保守点検等上におけるトラブルの発生	— トラブルに起因して市が損害を受けた場合は、事業者に求償可能とする。	○ 事業者が負担する。
5	想定外保守点検等費用の発生	— トラブルに起因して市が損害を受けた場合は、事業者に求償可能とする。	○ 不可抗力時以外、事業者が負担する。事業者は保障制度や保証協定等により対応する。 不可抗力時は、契約に基づき、契約解除を可能とする。
6	事業者の破綻、契約解除時における損害の発生	契約解除の原因者が負担する。	
7	事業者の破綻、契約解除時における債権者への支払	—	○ 事業者が負担する。市への遡及は不可能とする。

※ (○) は当該リスクの一部を限定的に負担するものである。

【別紙 1 - 2】業務対象区域図



【別紙 1-3】富田林市浄化槽整備推進事業に関する条例

平成 17 年 6 月 28 日

条例第 21 号

最近改正 平成 25 年 12 月 20 日 条例第 38 号

(目的)

第 1 条 この条例は、生活環境の保全及び地域公衆衛生の向上を図るため、浄化槽市町村整備推進事業に基づく浄化槽の適正な設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 浄化槽 し尿と併せて雑排水を処理する浄化槽のうち、し尿及び雑排水(以下「汚水」という。)を各戸ごと(共同住宅にあつては各共同住宅ごと)に処理するものであって、市が設置及び管理するものをいう。ただし、設置場所が確保できない理由から、2戸以上が共同で使用するため、市が設置及び管理するものを含む。

(2) 住宅等所有者 住宅(建築中のものを除く。)及び地区集会所等の所有者並びに住宅及び地区集会所等を建築中又は建築しようとする建築主をいう。

(3) 使用者 この条例に基づき設置及び管理された浄化槽に、汚水を排除して、これを使用する者をいう。

(4) 排水設備 汚水を浄化槽に流入させるために必要な排水管その他の排水に必要な設備で、使用者が管理するものをいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、特に定めのある場合を除き、浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)で使用する用語の例による。

(処理区域)

第 3 条 浄化槽により、汚水の処理を行おうとする区域(以下「処理区域」という。)は、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 4 条第 1 項に規定する事業

計画の区域外であって、別に市長が定める区域とする。

2 市長は、前項の処理区域を定めたときは、これを公示するものとする。

(浄化槽の設置申請)

第4条 処理区域内において、この条例の適用を受け、浄化槽の設置を希望する住宅等所有者は、規則で定めるところにより、市長に対し、浄化槽の設置（し尿のみを処理する単独浄化槽の構造を変更して浄化槽とする場合を含む。以下同じ。）を申請しなければならない。

(設置場所)

第5条 浄化槽は、原則として宅地内に設置する。

2 市長は、浄化槽設置用地を無償で使用できるものとし、有効期間は使用目的が存続する日までとする。

(設置完了通知)

第6条 市長は、浄化槽の設置を完了したときは、申請者に対し、その旨を通知するものとする。

(分担金の賦課)

第7条 市長は、浄化槽の設置について、別表第1に定める分担金を賦課するものとする。

2 市長は、前項の規定により分担金を賦課するときは、遅滞なく、当該分担金の額及びその納付期日その他分担金の納付に必要な事項を記載した納入通知書を住宅等所有者に送付するものとする。

(排水設備の技術上の基準)

第8条 排水設備は、設置及び構造が規則で定める技術上の基準に適合するものでなければならない。

(排水設備工事の施工)

第9条 排水設備工事（規則で定める軽微な修繕工事を除く。）の施工は、排水設備の工事に関し技能を有するものとして市長が指定した業者が行うものとする。

(工事費用の負担)

第10条 排水設備工事に要する費用は、住宅等所有者が負担しなければならない

い。

(使用開始等の届出)

第11条 使用者は、浄化槽の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止している浄化槽の使用を再開しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(使用料の算定及び徴収)

第12条 市長は、浄化槽の使用について、使用者から使用料を徴収するものとする。

2 前項の使用料の額は、使用者が浄化槽に排除した汚水の量に応じ、富田林市下水道条例（昭和56年条例第22号）別表に定めるところにより算定した1月の使用料の額から別表第2に定めるところにより算定した1月の調整額を減じた額に消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を加えた額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 第1項の使用料は、2月を1期とし、規則で定める方法により徴収するものとする。

(分担金等の減免)

第13条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例で定める分担金及び使用料を減額し、又は免除することができる。

(電気料金及び水道料金の負担)

第14条 使用者は、浄化槽の使用、保守点検、清掃等に要する電気料金及び水道料金を負担するものとする。

(資料の提出)

第15条 市長は、住宅等所有者及び使用者に、浄化槽の設置、維持管理、使用料の算定等を行うために必要な資料の提出を求めることができる。

(保管義務等)

第16条 住宅等所有者、使用者及び浄化槽が設置されている土地について権利を有する者は、浄化槽を適正に保管しなければならない。

2 住宅等所有者及び使用者は、市が行う浄化槽の保守点検、清掃等の作業が適正に実施できるよう必要な協力をしなければならない。

(修繕費用等の負担)

第17条 住宅等所有者及び使用者は、保管義務を怠ったため浄化槽等に損害を与えたときは、その費用を負担しなければならない。

2 住宅等所有者及び使用者の責に帰すべき理由により、浄化槽を移転又は撤去する必要があるときは、市長の指示に従い移転又は撤去し、その費用を負担しなければならない。

(住宅等所有者の地位承継)

第18条 第7条第2項の規定による通知を受けた住宅等所有者に変更があったときは、新たに住宅等所有者になった者が、従前の住宅等所有者の地位を承継するものとする。ただし、第7条第1項又は第12条第1項の規定により定められた額のうち、住宅等所有者の変更があった日までに納付すべきものについては、従前の住宅等所有者が納付するものとする。

2 前項の規定により、第7条第2項の規定による通知を受けた者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(既設浄化槽の寄附等)

第19条 処理区域内において、この条例の施行前に住宅及び地区集会所等で既に浄化槽法に規定する浄化槽を設置した者は、市長に対し、当該浄化槽の寄附の申し込みをすることができる。

2 市長は、前項の申し込みがあったときは、必要に応じ現地調査を実施し、寄附の受け入れの可否を決定しなければならない。

3 前項の規定により寄附の受け入れを決定した浄化槽は、第2条第1項第1号に規定する浄化槽とみなし、この条例の規定を適用する。ただし、第7条の規定による分担金は、賦課しないものとする。

(改善命令)

第20条 市長は、浄化槽の管理上必要があると認めるときは、排水設備又は使用の方法の変更を命ずることができる。

(民間資金等の活用)

第21条 市長は、本事業を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に規定する特定事業として実施することができる。

（委任）

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条及び第19条の規定は、規則で定める日から施行する。

附 則（平成23年条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年条例第12号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成25年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の富田林市下水道条例の規定及び第2条の規定による改正後の富田林市浄化槽整備推進事業に関する条例の規定は、施行日以降の汚水量に係る使用料について適用し、同日前の汚水量に係る使用料については、なお従前の例による。

第3条 前条の場合において施行日以降に徴収する使用料のうち、その算定基礎となる汚水量の算定期間に施行日前の期間が含まれるものについては、汚水量を各日均等に使用したものとみなして日割りにより算定する。

附 則（平成25年条例第38号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 消費税率（地方消費税率を含む。）の引上げに際し、経過措置が必要となる場合は、市長又は管理者が別に定めることができる。

別表第1（第7条関係）

分担金

人槽区分	分担金の額
5人槽	71,000円
6人槽及び7人槽	79,000円
8人槽から10人槽まで	98,000円
11人槽以上	設置費の100分の10に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）

別表第2（第12条関係）

調整額

区分	汚水量	1月の調整額	
		基本調整額	
一般汚水	8立方メートルまでの分	1立方メートルにつき	630円
	8立方メートルを超え20立方メートルまでの分		15円
	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分		37円
	30立方メートルを超え40立方メートルまでの分		46円
	40立方メートルを超え50立方メートルまでの分		46円
	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分		5円

【別紙 1-4】 富田林市浄化槽整備推進事業に関する条例施行規則

平成 17 年 12 月 27 日

規則第 68 号

最近改正 平成 27 年 1 月 13 日規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、富田林市浄化槽整備推進事業に関する条例（平成 17 年富田林市条例第 21 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(設置申請の手続き)

第 3 条 条例第 4 条の規定により、浄化槽の設置を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、富田林市浄化槽設置申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。この場合において、申請者と浄化槽を設置する土地の所有者が異なるときは、申請の際、当該土地所有者の承諾を証する書面を添付しなければならない。

(設置完了の通知)

第 4 条 市長は、条例第 6 条の規定による浄化槽の設置が完了したときの通知は、富田林市浄化槽設置完了通知書（様式第 2 号）による。

(排水設備の技術上の基準)

第 5 条 条例第 8 条に規定する排水設備の設置及び構造の技術上の基準は、富田林市下水道条例施行規則（昭和 56 年富田林市規則第 30 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定によるものとする。

(軽微な修繕工事)

第 6 条 条例第 9 条に規定する軽微な修繕工事は、規則第 6 条に規定するものとする。

(排水設備工事業者の指定)

第 7 条 条例第 9 条に規定する排水設備工事業者の指定は、富田林市下水道条例（昭和 56 年富田林市条例第 22 号）第 5 条の 2 により指定を受けた業者を指定

する。

(使用開始等の届出手続き)

第8条 条例第11条の規定により、浄化槽の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止している浄化槽の使用を再開しようとするときは、富田林市浄化槽使用(開始・休止・廃止・再開)届出書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により届出た事項に変更があったときは、富田林市浄化槽使用者等変更届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(使用料の徴収方法)

第9条 条例第12条第2項に規定する使用料の徴収方法は、集金、納入通知書又は口座振替によるものとする。

(分担金等の減免)

第10条 条例第13条の規定による分担金の減免は、次の各号に定める場合とし、その減免の割合は別に市長が定める。

(1) 公の生活扶助を受けている者その他これに準ずる特別の事情があると認められる者にかかる土地に設置する場合

(2) 宗教法人(昭和26年法律第126号)第3条に規定する境内地又は墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第10条の許可(第11条の規定により許可があったものとみなされるものを含む。)を受けた墓地、納骨堂又は火葬場の用に供する土地に設置する場合

(3) 国又は地方公共団体が指定した文化財にかかる土地に設置する場合

(4) 自治会、町会等が所有し、又は使用する集会所類にかかる土地に設置する場合

(5) その他実情により減免することが必要であると認めた土地に設置する場合

2 条例第13条の規定による使用料の減免については、規則第18条の規定を準用する。この場合において、同条中「条例第20条」とあるのは「富田林市浄化槽整備推進に関する条例(平成17年富田林市条例第21号)第13条」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定により分担金の減免を受けようとする者は富田林市浄化槽分担金減免申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。この場合において、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

4 市長は、前項の申請があったときは、その適否を決定し、分担金の減免の申請に対しては富田林市浄化槽分担金減免決定通知書（様式第7号）により、当該申請者に通知するものとする。

（入替工事の実施）

第11条 市長は、修復不能な破損又は人槽規模の変更等により必要があると認めるときは、浄化槽の入替工事を行うことができる。

（移転等に伴う費用の負担）

第12条 条例第17条第2項の規定により浄化槽を移転又は撤去した場合及び前条の規定により入替工事を行った場合の住宅等所有者及び使用者（別表において「所有者等」という。）と市との費用負担については、別表に定めるとおりとする。

（住宅等所有者の地位承継）

第13条 条例第18条第2項の規定により、住宅等所有者の地位を承継した者は、富田林市浄化槽地位承継届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（既設浄化槽の寄附）

第14条 条例第19条第1項の規定による市への浄化槽の寄附の申込みは、富田林市既設浄化槽寄附承諾申込書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（委任）

第15条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第12条関係）

費用負担区分表

	設 費	浄化槽本体等の設置及び移	既設浄化槽掘削費	既設浄化槽処分費	汚泥引抜及び清掃費	排水設備	カーポート、植栽等移設費	浄化槽を移設した場合の既設浄化槽掘削後の埋戻し
【A】所有者等の責に帰すべき理由により、浄化槽を移転又は撤去した場合の費用負担	所有者等	所有者等	所有者等	所有者等	所有者等	所有者等	所有者等	所有者等
市長が修復不能な破損又は人槽規模の変更等により必要があると認める場合	【B】浄化槽を同一場所に設置した場合の費用負担	市	市	市	市	市	市	
	【C】浄化槽を同一場所に設置できない場合の費用負担	市	市	市	市	市	市	市
	【D】住民の希望により浄化槽を別の場所に設置した場合の費用負担	市	市	市	市	所有者等	所有者等	所有者等

（備考）

※【A】の場合に浄化槽本体（ブロワ等を含む。）を破損させたときは、所有者等の負担でそれを回復させること。

※【C】の場合は、原則として最も安価で設置できる場所を提案するものとする。

※この表に定めるもののほか、必要な費用が発生した場合は、市と所有者等で協議し費用負担を決定するものとする。